とあるのは「第三十五条の二の十四第一項」と、第三十四条の四中「前条第一項第二号」とあり、及び第三十五条の二第一項中「第三十四条の三第一項第二号」とあるのは「第三十五条の二の十五第一項第三号」と、第三十五条の二の二中「第三十四条の三第一項第二号」とあるのは「第三十五条の二の十五第一項第一号」と読み替えるものとする。

第三十五条の三の二十五第二項中「申請者」を「当該登録の申請をした者」に改める。

第三十五条の三の二十八第三項中「の規定は」を「及び第三項の規定は」に改める。

第三十五条の三の三十二第五項中「よる処分をした」を「より登録を取り消した」に、「処分に係る者」を「登録個別信用購入あつせん業者であつた者」に改める。

第三十五条の三の四十六中「第三十条の二第一項本文の規定による調査」の下に「、第三十条の五の五第二項の調査、第三十五条の二の四第二項の調査」を加える。

第三十五条の三の五十三第三項中「第三十条の二第三項」の下に「、第三十条の五の五第二項、第三十五条の二の四第二項」を加える。

第三十五条の三の六十二中「同条第二項」の下に「、第十五条第一項第五号並びに第十九条第二項及び第三項」を加え、「第十五条第一項各号列記以外の部分」を「第十五条第一項及び第三項並びに第二十三条第一項第四号」に、「同項第二号」を「第十五条第一項第二号、第二十条第一項ただし書、第二十条の二第一項及び第四項並びに第二十三条第四項」に改め、「、同項第五号中「前払式割賦販売契約約款」とあるのは「前払式特定取引契約約款」と、同項第八号ハ中「第十一条」とあるのは「第三十五条の三の六十一」と、同条第三項中「第十一条」とあるのは「第三十五条の三の六十一」と及び「、第十九条第二項及び第三項中「前払式割賦販売契約約款」とあるのは「前払式特定取引契約約款」と、第二十条第一項ただし書並びに第二十条の二第一項及び第四項中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、第二十三条第一項第四号中「第十一条」とあるのは「第三十五条の三の六十一」と、同条第三項中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と」を削る。

第三十五条の十六第一項第三号を削り、同項第二号中「、利用者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは」を削り、「当該販売業者又は当該役務提供事業者に包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせん（次号及び第三十五条の十七の二において「クレジットカード等購入あつせん」という。）」を「特定のクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者にクレジットカード等購入あつせん」に、「販売業者又は当該役務提供事業者以外」を「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者以外」に、「販売業者又は当該役務提供事業者へ」を「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者へに、㈡を」を「次号において同じ。」を」に、「次条及び第三十五条の十八第一項」を「同号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせん（以下この項及び第三十五条の十七の二において「クレジットカード等購入あつせん」という。）に係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する販売業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者」という。）又はクレジットカード等購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する役務提供事業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者」という。）

第三十五条の十六第一項に次の四号を加える。

四　特定の立替払取次業者のために、自己の名をもつて特定のクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者にクレジットカード等購入あつせんに係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付をすることを業とする者

五　利用者からクレジットカード番号等の提供を受けて、当該クレジットカード番号等を決済用情報（当該クレジットカード番号等以外の番号、記号その他の情報であつて、当該利用者がそれを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けることができるものをいう。以下この項において同じ。）と結び付け、当該決済用情報を当該利用者に提供することを業とする者

六　前号に掲げる者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受け、クレジットカード番号等をその結び付けられた決済用情報により特定することができる状態で管理することを業とする者

七　第三号から前号までに掲げる者のほか、大量のクレジットカード番号等を取り扱う者として経済産業省令で定める者

第三十五条の十七中「クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者」を「クレジットカード番号等取扱業者（前条第一項第二号に該当するものを除く。以下この条において同じ。）に、「クレジットカード等購入あつせん業者又は当該立替払取次業者」を「クレジットカード番号等取扱業者」に改める。

第三十五条の十七の四第二項中「申請者」を「当該登録の申請をした者」に改める。

第三十五条の十七の六第三項中「の規定は」を「及び第三項の規定は」に改める。

第三十五条の十八第一項中「立替払取次業者」を「第三十五条の十六第一項第三号から第七号までに掲げる者」に改める。

第三十九条の二第一項中「第三十三条の二第一項第七号ホに」の下に「該当する事由、第三十五条の二の十第一項の登録をしようとするときは第三十五条の二の十一第一項第六号ホ、第七号又は第八号に該当する事由、第三十五条の二の十三第二項の登録をしようとするときは第三十五条の二の十一第一項第六号ホに」を加え、同条第二項中「第九号に該当する事由」の下に「、第三十五条の二の十四第一項の規定による登録の取消しをするときは第三十五条の二の十一第一項第六号ホ、第七号又は第八号に該当する事由」を加える。

第三十九条の三中「、登録包括信用購入あつせん業者」の下に「、登録少額包括信用購入あつせん業者」を、「第九号」の下に「、第三十五条の二の十一第一項第六号ホ、第七号若しくは第八号」を、「当該登録包括信用購入あつせん業者」の下に「、当該登録少額包括信用購入あつせん業者」を加える。

第四十条第四項中「若しくは第三十四条の二第四項」を「、第三十条の六第三項、第三十四条の二第四項、第三十五条の二の八第三項若しくは第三十五条の二の十四第四項」に、「若しくは第三十条の五の二」を「、第三十条の五の二、第三十条の五の五第一項本文、第二項若しくは第三項、第三十条の五の六本文、第三十五条の二の四第一項本文、第二項若しくは第三項若しくは第三十五条の二の五本文」に改め、「第三十四条の二第二項第一号」の下に「若しくは第三十五条の二の十四第二項第一号」を加える。

第四十二条第一項中「第三十三条の二第一項」の下に「、第三十五条の二の十一第一項（第三十五条の二の十二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十三条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十四条の二第二項、第三十五条の二の十四第二項」に改め、同条第二項中「、第三十四条第一項」を削り、「第三十四条の二第一項若しくは第二項」の下に「、第三十五条の二の十四第一項若しくは第二項」を加える。

第四十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第五十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「第三号に該当する」を「第三号の違反行為をした」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号中「提供した者」を「提供したとき。」に改める。

第五十一条中「、その」を「、当該」に改め、「登録包括信用購入あつせん業者」の下に「、登録少額包括信用購入あつせん業者」を加え、同条第三号中「第三十四条第一項」を「第三十四条の二第二項」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第三十五条の二の十四第二項の規定による命令に違反したとき。

第五十一条の三及び第五十一条の四中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第五十一条の五中「、その」を「、当該」に改め、「登録包括信用購入あつせん業者」の下に「、登録少額包括信用購入あつせん業者」を加え、同条第一号中「第三十三条の五」を「第三十四条（第三十五条の三において準用する場合を含む。）」に改める。